

平成29年5月定例教育委員会会議録

1. 日 時 平成29年5月2日（火）午後2時
2. 場 所 泉佐野市役所4階 庁議室
3. 出席委員 教育長 奥 真弥
教育長職務代理者 北浦 秀樹
委 員 南 一早枝
委 員 畑谷 扶美
委 員 山下 潤一郎
委 員 中村 スザンナ
委 員 赤坂 敏明
4. 説明のため出席した職員の職、氏名
教育部長 上野 正一
文化財担当理事 鈴木 陽一
スポーツ推進担当理事 谷口 洋子
教育総務課長 檜葉 浩司
教育総務課教職員担当参事 十河 統治
教育総務課施設担当参事 福島 敏
教育総務課給食担当参事 藪 剛司
学校教育課長 上田 和規
学校教育課学校指導担当参事 明渡 賢二
学校教育課人権教育担当参事 和田 哲弥
生涯学習課長 古谷 文彦
青少年課長 山隅 唯文
スポーツ推進課長 山路 功三
子育て支援課少子化対策担当参事 松若 理可
子育て支援課主幹 中辻 和則

5. 本日の署名委員 委 員

畑谷 扶美

議事日程

(報告事項)

報告第13号 平成29年度海外・国内派遣事業計画について (学校教育課)

報告第14号 教育委員会後援申請について

報告第15号 教育委員会後援実施報告について

議案第11号 泉佐野市史跡日根荘遺跡保存整備委員会委員の委嘱について (教育総務課)

議案第12号 平成30年度泉佐野市立小学校使用教科書の採択について (学校教育課)

議案第13号 就学支援委員の任命について (学校教育課)

議案第14号 泉佐野市青少年海外研修事業研修生選考委員会設置要綱の一部改正について (学校教育課)

議案第15号 泉佐野市いじめ防止基本方針について (学校教育課)

(午後2:00開会)

奥教育長

ただ今から平成29年5月の定例教育委員会議を開催します。

本日は2名の方から傍聴の申し込みがありましたので、許可したいと思います。よろしいですか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

それでは、傍聴を許可します。

本日は委員全員が出席しているため、会議が成立しています。

本日の会議録署名委員は、畑谷委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、本日の審議に入ります前に、4月定例教育委員会議の会議録についてご確認をお願いいたします。委員の皆様で何かお気づきの点がありましたら、お願いいたします。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

無いようでございますので、会議録の確認は終了させていただきます。恐れ入りますが、南委員は後ほど署名をお願いします。

奥教育長

それでは、本日の審議に入りたいと思います。

まず、報告第13号「平成29年度海外・国内派遣事業計画について」を議題といたします。報告をお願いします。

上田学校教育課長

報告第13号の学校教育課が所管する「平成29年度の海外・国内派遣事業の計画について」ご説明させていただきます。

最初に、青少年海外研修事業につきましては、友好関係にあるオーストラリア・クィーンズランド州サンシャインコーストに、7月31日から8月16日までの17日間、研修生10名、教員1名、職員1名、副市長、教育委員1名の計14名を派遣し、本市の国際化を担う、人材の育成を行います。現在、広報いずみさの5月号におきまして、参加者を募集しております。

次に、英語教育推進校生徒派遣事業につきましては、オーストラリア・クィーンズランド州サンシャインコーストに、7月31日から8月7日までの8日間、英語教育推進校である長南中学校の生徒3名、教員1名の計4名を派遣し、外国の言葉と文化に触れ、国際理解を深め、英語に対する学習意欲を高めてまいります。

次に、モンゴル友好交流派遣事業につきましては、本市の友好都市であるモンゴル・トゥブ県に、8月3日から6日までの4日間、市内の中学生10名、教育委員1名、校長1名、教員2名、国際交流員1名、職員1名の計16名を派遣し、国際理解教育を進めてまいります。

次に、体力向上プログラム推進校スポーツ交流事業につきましては、体育・スポーツ振興に関して協定を締結している日本体育大学に、8月1日から2日までの2日間、佐野台小学校の児童24名、教育委員1名、校長1名、担任1名、支援担任1名、養護教諭1名、職員1名の計30名を派遣し、有力選手による競技指導や教員志望の学生とのスポーツを通じた交流を図ります。

次に、東日本大震災被災地訪問事業につきましては、福島県相馬市に、8月17日から18日までの2日間、少年消防クラブ19名、消防団員5名、教育委員1名、消防職員3名、職員1名の計29名を派遣し、クラブ員及び消防団員が、今後の防災に関する取り組みについて積極的に考える力を身につけてまいります。

次に、サンシャインコーストマラソン派遣事業につきましては、オーストラリア・クィーンズランド州サンシャインコーストに、8月16日から21日までの6日間、市民ランナーとして泉州国際市民マラソンの市内在住の上位入賞者2名、職員1名の計3名を派遣し、友好関係にある都市との交流を深めてまいります。

次に、協定締結市町村体験学習事業につきましては、高知県宿毛市に、8月4日から6日までの3日間、関西航空少年団23名、指導者4名、教育委員1名、職員1名の計29名を派遣し、特産品相互取扱協定を結んでいる市との交流を深めてまいります。

同じく、協定締結市町村体験学習事業としまして、静岡県裾野市に、詳細は調整中ではありますが、今のところ7月31日から8月3日の4日間で日程の調整をしております。中学生のサッカー部及び教員並びに職員の計30名程度を派遣し、特産品相互取扱協定を結んでいる市との交流を深めてまいります。

説明は、以上です。よろしくお願いたします。

奥教育長

ただいま報告がありましたが、委員の皆様でご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

山下委員

宿毛市と裾野市も教育委員が同行するのですか。

上田学校教育課長

宿毛市は、計画の中で、教育委員さんも人数にいらさせていまして、実際に行っていただくかは、後ほど調整させていただきたいと思っております。

裾野市につきましては、教育委員さんの同行は、今のところ予定しておりません。

畑谷委員

宿毛市での体験学習はどういうことを体験するのでしょうか。

上田学校教育課長

宿毛市は海がすごくきれいと聞いていまして、シュノーケリングをしていただこうと思っております。それと、宿泊施設で地元の子ども達と交流をもつていただけるような場を検討している状況でございます。

奥教育長

よろしいでしょうか。他にございませんか。

教育委員の参加につきましては、後ほど調整をさせていただきたいと思っております。

無いようでございますので、以上で報告第13号を終わります。

次に、報告第14号「教育委員会後援申請について」を議題といたします。報告をお願いします。

檜葉教育総務課長

教育長専決により教育委員会の後援名義使用を承認した事業について、報告資料第11号に基づいて説明。

新規2件、継続6件の事業内容について一括で報告

奥教育長

ただ今の教育委員会後援申請について、ご意見ご質問ございましたらお願いします。

赤坂委員

二行目の主催者「TOSS」をフルで言ったらどういうスペルですか。

上田学校教育課長

TOSS ですけど、「Teachers' Organization of Skill Sharing」の略になっていまして、

これは教育の技術法則化運動という言葉の訳になっています。

奥教育長

よろしいでしょうか。他ございませんか。

無いようでございますので、以上で報告第14号を終わります。

次に、報告第15号「教育委員会後援実施報告について」を議題といたします。

報告をお願いします。

檜葉教育総務課長

報告第15号「教育委員会後援実施報告について」ご説明いたします。報告資料15「教育委員会後援実施報告一覧表」をご覧ください。報告件数は今回10件でこれらはいずれも以前に教育委員会で後援承認したものであり、実施報告ということで、報告資料第15号をもって報告にかえさせていただきます。

奥教育長

ただいま報告がありましたが、委員の皆様でご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようでございますので、以上で報告第15号を終わります。

続いて議案審議にうつります。

まず、議案第11号「泉佐野市史跡日根荘遺跡保存整備委員会委員の委嘱について」を議題といたします。説明をお願いします。

鈴木文化財担当理事

「泉佐野市史跡日根荘遺跡保存整備委員会委員の委嘱について」ご報告させていただきます。

その前に、この委員会ですが、平成29年2月9日付をもちまして任期が切れておりましたので、2月10日付で新たに継続して下段の名簿の通りの委員の方々に就任していただくことになりました。

この委員会の目的が日根荘の保存整備活用計画の策定を目的としておりまして、27年度この委員会の発足から、27年度、28年度、29年度、この3ヶ年をかけまして、計画書を策定しております。今年29年度が最終年度となりまして、来年の3月には計画書を策定する予定としております。そういうこともございまして、委員の皆様には継続していただくようお願いしております。

ただし、そのうち、吉井委員は今回ご都合によりまして、就任を辞退したいと退任の意向が示されましたので、その補欠委員としまして、奈良大学の土平博氏に委嘱をお願いしたところ、ご了承いただきましたので、新たに補欠委員として土平博氏をお願いしたいと思っております。

土平さんは歴史地理学を専攻されておられまして、江戸時代の町家の形態であるとか、地籍資料を用いた研究を課題とされております。最近では、畿内の自治体史の編纂調査に数多くかかわられておられまして。泉佐野市におきましても、ご承知の通り「新修泉佐野市史」が出ておりますけれども、この編纂の時に「地図編」並びに「かんがい水利編」の調査と執筆を担当していただいております。泉佐野市にもこういった関係で精通されている方です。先程申しあげました様に、この活用計画の最終年度になりますが、策定におきまして、この古絵図等から読み取っていただける日根野荘

の中世あるいは近世紀の地理的景観の復元等について、ご指導いただければと考えております。

なお、この整備委員会規則2の規定に基づきまして平成31年2月9日までの任期となっております。よろしく申し上げます。

奥教育長

ただいま、文化財担当理事より説明がありましたが、委員の皆さままで、ご質問等がございましたら、申し上げます。

無いようでございますので、議案第11号「泉佐野市史跡日根荘遺跡保存整備委員会委員の委嘱について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議ございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定いたしました

奥教育長

次に、議案第12号「平成30年度泉佐野市立小学校使用教科書の採択について」を議題といたします。

本議案は教科書採択の流れの審議と泉佐野市立学校教科用図書選定審議会委員および調査員の任命の審議に分かれております。教科書採択につきましては、公正かつ適正な採択の確保に努める必要があります。採択業務の中で重要な役割を担っていただきます選定審議会の委員及び調査委員の皆さんには、外部からの働きかけに左右されず、静謐な環境の中で審議していただく必要があると考えております。従いまして、選定委員および調査員の氏名につきましては、採択が終わるまで非公開とすべきで、この部分の審議についても非公開が適当と考えますが、ご異議ございませんでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

奥教育長

ご異議ございませんので、選定審議会委員等の任命の審議については非公開とさせていただきます。

それでは、まず、教科書採択の流れについて説明をお願いいたします。

明渡学校教育課学校指導担当参事

平成30年度泉佐野市立小学校使用教科書の採択について、ご説明させていただきます。

先ず、誤記載がございますので修正をお願いいたします。資料2ページ「泉佐野市立教科用図書選定審議会運営要領」の真ん中あたり「調査員」第2項に「泉佐野市立小学校教員」とございますが、「教育委員会指導主事並びに泉佐野市立学校の校長及び教員」と修正させていただきます。

それでは、「教科書採択の流れ」等について説明させていただきます。資料の14ページをご覧ください

ださい。

平成30年度の教科書採択につきましては、府教育長からの通知「平成30年度使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項」の1の(1)に、「小学校及び義務教育学校前期課程の平成30年度使用教科用図書については『特別の教科 道徳』及び、特別支援学級における教科用図書を除き、平成29年度使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければならないこと」と示されております。今年度は、「道徳」教科書の採択となりまして、他の教科につきましては、現在使っている教科書を引き続き使用することとなります。中学校につきましても、現在の教科書を引き続き使用することとなります。従って、今年度は小学校の「道徳」の教科書のみの採択となります。

資料1ページをご覧ください。採択方式についてですが、泉佐野市教育委員会は選定審議会に「諮問」をいたします。審議会は、教育委員会の諮問に応じて調査研究・審議を行ったうえで、教育委員会に対して答申をいたします。

選定審議会の調査研究にあたっては、調査員の調査に加え、学校及び教育研究会にも調査を依頼し報告を受けます。

資料4ページをご覧ください。泉佐野市立学校教科用図書選定審議会への諮問につきましては、この用紙の形でさせていただきます。

次に5ページ日程をご覧ください。本日、選定審議会委員のご承認及び調査員のご承認をいただきましたら、6月5日に第1回教科書選定審議会及び調査員説明会を開催させていただきます。教育委員の皆様には、改めてご案内をさせていただきますが、午後3時30分より庁議室で任命式を行いますので、ご参集くださいますようお願いいたします。

また、6月6日から7月14日まで、調査員、各学校、研究会が調査研究を実施します。その報告を受け、選定審議会の第2回を7月24日に、第3回を7月28日に、第4回を8月2日に実施します。そして、8月8日に臨時教育委員会議を開催させていただきます、選定審議会からの答申をもって泉佐野市の採択をとりまとめたいと考えています。8月8日につきましてもご予定をよろしくお願いいたします。

「教科書採択の流れ」等の説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

奥教育長

明渡参事の方から、教科書採択の流れについて説明がありましたが、この説明に関してご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

山下委員

この8月8日の臨時教育委員会ですけど、臨時になる必要があるのですか。

明渡学校教育課学校指導担当参事

中学校の教科書採択のときに、傍聴の方が抽選しないと入れないような状況がおこりまして、教科書採択以外の他の案件と一緒にした場合に、審議にご迷惑をお掛けすると考え、改めて集まっていただくことになるのですけれども、別の日に設定させていただきました。

北庄司教育総務課長代理兼係長

説明員としまして、定例の分は教育委員会の課長、臨時になると審議会の委員と、メンバーも変わるような形になるので、分けた方がいいかなという部分と、過去も分けて審議させていただいているので、分けるような形で、今のところは考えているのですが、8月の案件自体がそれほどボリュームもないかと思しますので、日程については一緒に8日に合わせるということで調整させていただけると思います。

赤坂委員

定例会議はだいたい8月初めになりますが、その時期ですと派遣事業と重なり、1人2人が欠席する可能性があります。教育委員の出席を考えると、この日に定例会議も含めて開催し、委員全員が出席し審議する方が良いと思います。

奥教育長

まず、定例教育委員会議として開催し、それが終わった後、臨時の教育委員会会議、教科書採択だけをとりあげた会議を行うということですか。

上野教育部長

教科書採択に臨時という名前をつける必要はないと思います。時間を分けて、最初に教科書採択を審議し、それが終われば傍聴人の方も退席でき、その流れで毎月の議案の審議に入っていれば、定例会議一本でやれると思います。

奥教育長

臨時に開くというのではなくて、8月8日を定例教育委員会にして、教科書採択についても、ここで審議するということですね。

畑谷委員

派遣事業の予定を見て、いつなら皆が出席できるのかと心配していたので、出来るのなら、8日の日に、先に教科書採択の件をしてから、その後定例会をした方が良いと思います。

北浦委員

私も同じくで、1日で二つしていただいた方が良いと思います。

奥教育長

では、教科書採択の流れについて、臨時ということでしたけれども、臨時としてではなく定例教育委員会会議でということとし、異議ございませんでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

奥委員長

では、異議がないということで、教科書採択の流れについては、承認とさせていただきます。

それでは、続いて選定審議会委員等の任命の審議に移りますが、これより先は非公開とさせていただきますので、傍聴の方につきましては、一旦ご退席をお願いいたします。

[傍聴者退出後、教育委員に名簿を配付]

明渡学校教育課学校指導担当参事

続きまして、選定審議会の設置運営についてご説明します。資料6ページの「泉佐野市立学校教科用図書選定審議会規則」をご覧ください。その中の第3条をご覧ください。委員は次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命します。①教育委員会指導主事、②泉佐野市立小中学校の校長及び教員、③泉佐野市立小中学校に在籍する児童及び生徒の保護者、委員定数は15名でございます。こちらは先程名簿をお配りしました上段の表の15名ということになります。

それから、6ページの第6条をご覧ください。①審議会に調査員若干名をおきます。②調査員は、教育委員会指導主事並びに泉佐野市立小中学校の校長及び教員のうちから、教育委員会が任命します。これは下の段ということで、若干名とありますが、今年度、道徳・小学校につきましては3名と考えております。

審議会委員、調査員の名簿につきましては、先ほど配らせていただきました資料でございます。教科書採択にあたりましては、13ページ以降につけさせていただいています「教科書採択における公正確保の徹底等について」「教科書採択の公正確保について」「平成30年度使用教科書の採択事務処理について」の通知を受けて行ってまいりますので、ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

奥教育長

ただいま、学校教育課学校指導担当参事より説明がありましたが、委員の皆様でご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

赤坂委員

最終的にこの審議会から上がってきた答申に基づいて、教科書が決定されるということですか。

明渡学校教育課学校指導担当参事

答申でございますので、それを参考にさせていただきまして、教育委員の皆さん方でお話し合いいただいてという形になります。その上で、どの教科書を採用するかを決めていただく形になります。

赤坂委員

かなり尊重しなければいけないということですね。

明渡学校教育課学校指導担当参事

通知の中にもございますけれども、答申が教育委員さんの考えを縛るというものであってはならないということになっていきますので、あくまでも答申という形、参考資料という意味合いでござ

います。

赤坂委員

選定委員は教育委員会が任命するということですね。教育委員がお願いしますと任命したその答えになかなか逆らせることはないでしょう。

明渡学校教育課学校指導担当参事

そうですね。ただ、国が示している教科書採択の通知の中でも、例えば順位をつけて上がってきたから、その順位を必ずしも守っていただかなければならない、となつてはいけないとしています。採択の主体はあくまでも教育委員であるとされております。

中村委員

他の教科の時のように、私たちも見本を見させていただくことはあるのですか。

明渡学校教育課学校指導担当参事

もちろんご用意させていただきます。

畑谷委員

調査員の人たちが頑張つて調査していただいているのですが、教科書を実際見せていただいたら、自分の意見としてこっちの教科書の方がいいのではと言わせてもらいます。それでひっくりかえることもあるかと思います。

南委員

たくさん教科書がある中、今度1つの教科書だけなので、それに逆らうのってすごく勇気がいると思います。

赤坂委員

道徳はどれくらいの会社が出されているのですか。

奥教育長

8社ですね。

山下委員

一昨年も、かなりひっくり返りがありました。この5、6以外は全部学校の先生です。偏った意見にならないように、私たちは教育委員として選ばれているので、別にひっくり返そうが返すまいが自分の意見を言うべきであつて、参考としてだけ捉えて、縛られる必要なんか全くないと思います。

明渡学校教育課学校指導担当参事

先程の件ですけれども、資料25ページに、「評定について十分な審議を行うことが必要であり、

必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、当該評定に拘束力があるかのような取扱いを行うことにより、採択権者の責任が不明確になることがないように留意すること」という通知が文科省の方からきているということで、これに沿ってさせていただくというふうに考えております。

奥教育長

他にご意見ご質問ありますでしょうか。

赤坂委員

2年前の選定の時は、教科書を見せていただく時間が非常に短かったように思います。もう少し考慮いただいて、ある程度余裕をもって見せていただく時間をいただきたいと思いますので、その辺のご配慮よろしく申し上げます。

明渡学校教育課学校指導担当参事

見本の教科書に限りがありますが、今回は道徳の教科1教科だけですので、じっくり見ていただけるのかなと思っております。

奥教育長

最終的には、公平中立性を守っていただいた中で、泉佐野市の道徳の教科書を決めるということにさせていただきたいと、私は思っております。

それでは、議案第12号「泉佐野市立小学校使用教科書選定審議会委員及び調査員の任命について」は、原案どおりとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議ございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定いたしました

[傍聴者入室]

続きまして議案第13号「就学支援委員の任命について」を議題といたします。説明をお願いします。

和田学校教育課人権教育担当参事

議案第13号「平成29年度就学支援委員の任命について」ご説明させていただきます。5月19日に開催されます、第1回泉佐野市就学支援委員会において、1枚目表にあります泉佐野市就学支援委員会規則に則り、裏面の名簿のとおり委員に任命いたします。委員は、各小中学校支援学級担任をはじめ、専門機関から各領域の専門家や市立こども園から園長先生、支援教育の市リーディングチームである通級指導教室担当者です。

昨年度の事業報告と今年度の事業計画についても資料をつけておりますので、ご参照願います。昨年度は、小中学校あわせて約140名について協議を行いました。また、今年度も8月に保護者向けの就学相談全体会を、9月～11月にかけて個別の就学相談会を、そして、11月の第2回就学支援委員会において、次年度支援学級入級児童生徒等についての協議をする計画ですので、ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

奥教育長

ただいま、学校教育課人権教育担当参事より説明がありましたが、委員の皆様でご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

中村委員

第1回の委員会の時の数字と第2回の委員会の数字で大幅に増えているということは、この1学期から2学期の間に判断が下されたということでしょうか。

和田学校教育課人権教育担当参事

第1回目は5月にあるのですが、ここで協議するのは、その前の年の3学期に仮入級とか仮退級したお子さんについての協議をするということで、小学校での6件だけになっておりますが、第2回の就学支援委員会につきましては、次年度小学校にあがるお子さんとかということで、保育園とか幼稚園のお子さんについても協議しますので、数が大変多いということになります。

奥教育長

よろしいでしょうか。他ございませんか。

議案第13号「就学支援委員の任命について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議ございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして議案第14号「泉佐野市青少年海外研修事業研修生選考委員会設置要綱の一部改正について」を議題といたします。説明をお願いします。

上田学校教育課長

議案第14号「泉佐野市青少年海外研修事業 研修生選考委員会設置要綱の一部改正について」ご説明させていただきます。資料の2枚目、新旧対照表をお開きください。

第3条の委員会の別表の委員の組織についての変更でございまして、別表の中程、泉佐野市の「副市長または教育長のうち2人」を「副市長、教育長、教育委員会教育部長のうち2人」と改正しております。

これは、泉佐野市の選考委員が公務等により、2名選任できないことがないように、対象者を3

名から教育部長を追加することにより4名に増員するため、改正するものでございます。説明は以上です。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

奥教育長

ただいま、学校教育課長より説明がありましたが、委員の皆様でご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようでございますので、議案第14号「泉佐野市青少年海外研修事業研修生選考委員会設置要綱の一部改正について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議ございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定いたしました

続きまして議案第15号「泉佐野市いじめ防止基本方針について」を議題といたします。説明をお願いします

上田学校教育課長

議案第15号「泉佐野市いじめ防止基本方針について」ご説明させていただきます。

今回の提案につきましては、「いじめ防止対策推進法」の第12条に基づき、国及び大阪府のいじめ基本方針を参酌し、地域の実情に応じ、いじめの防止等のための対策を推進するための基本的な方針を示し、基本的な方向に関する事項、内容に関する事項、その他の重要事項を定め、泉佐野市いじめ防止基本方針を策定するものでございます。

それでは、資料の1ページ目をお開きください。先ず初めに、国においては、平成25年6月28日付けで、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第41号）」が公布され、同年9月28日に施行されました。この法律は、いじめの防止等のための対策に関する基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や対策について定められ、これを受けて、泉佐野市立小中学校においても、各校が定めた「学校いじめ防止基本方針」のもと、いじめ防止の取組みを進めるとともに、アンケート調査や教育相談などの実施により、いじめの早期発見・早期対応に努めています。

泉佐野市いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法や平成26年4月に策定された大阪府のいじめ防止基本方針をふまえ、泉佐野市・泉佐野市教育委員会及び学校における取組みを明確に整理するとともに、重大事態が発生した場合の対応についても定めた、市としてのいじめの防止のための総合的な方針で、この基本方針に基づき、いじめ防止に向けて市内のすべての小中学校及び関係機関をはじめとして、市民全体でそれぞれの立場からその責務を果たし、いじめの問題の克服に取り組んでいきます。

次に、方針の内容でございますが、目次にもありますように、大きくは4つの項目がありまして、1つ目はいじめ防止等のための基本的な考え方、2つ目は市として取り組む施策、3つ目は学校が実施する施策、4つ目は重大事態への対処となっております。

次に、2ページをお開きください。Iのいじめ防止等のための基本的な考え方ですが、1のいじ

めの定義として、(1) いじめ防止対策推進法による定義とするとともに、(2) いじめの具体例を示しております。いじめ行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものという定義されています。また、いじめには多様な態様があり、いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々あり、心身の苦痛を感じているものといったように要件を限定して解釈することがないよう努めなければなりません。

2の基本理念として、(1) いじめは絶対に許されない、(2) 対等で豊かな人間関係を築く、(3) 地域社会全体で取り組むとしております。いじめはすべての子どもに起こりうる問題であり、「いじめは絶対に許されない。」との強い姿勢が必要で、いじめの加害者はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されるものではありません。いじめを克服するためには、子どもたちがお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけていくことが大事で、学校・家庭・地域など全ての関係者が、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要です。

次に、3ページをお開きください。3のいじめの未然防止として、(1) 大人の役割と責任を果たす、(2) 子どもの人権意識を育むとしております。他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別するといった大人の振る舞いが、子どもに悪影響を与えるという指摘もあり、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、それぞれの役割を自覚し、責任ある行動を率先してとることが大事です。

また、クラス集団や自主活動の集団の中で信頼と協調に基づく人間関係の中で、規律を守る力やコミュニケーション力を育てていくための取組みを、教育活動全体を通じて、総合的に推進していく必要があります。

4のいじめの早期発見として、(1) 小さな変化を見逃さない、(2) 情報を共有し迅速に対応するとしております。学校・家庭・地域が子どもの小さな変化に気付く力を高めることが必要で、学校においては現実にはいじめを根絶させる事は、非常に困難であるため、いじめを早期に発見することが、事態を深刻化させる前にその芽を摘むという点から特に重要であります。

また、学校においては、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、子どもたちがいじめを訴えやすい体制を整えることが大事です。一人で抱え込むことなく、相談できる者と情報を共有し、迅速に対応しなければなりません。

次に4ページをお開きください。5のいじめへの対処として、(1) 事実関係を確認し被害者のケアと安全確保を行う、(2) いじめ行為には毅然とした姿勢で対処し粘り強い指導を行う、(3) 集団全体の課題としてとらえるとしております。いじめが確認された場合、まずはいじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全確保が最優先です。市教育委員会や警察、関係行政機関との連携も含めた対応方針を決定し、組織として対応していきます。

いじめた子ども自身には深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合があります。いじめた子どもが自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るようにしていくために、はやしたてたり、おもしろがったりしてみている「観衆」や見て見ぬふりをしている「傍観者」であっても、いじめを受けている子どもにとっては孤独感や孤立感を強める存在であることを理解させ、当事者だけの問題ではなく、いじめが起こった集団一人ひとりの課題であることを認識させていくことが重要です。

次に5ページをお開きください。6の重大事態への対処として、全国的には近年、残念ながら、

いじめにより子どもの生命や身体又は財産に関わるような重大な事態が起こっており、こうした事態が発生した場合、第三者性を確保しながら事実関係を確認して、原因と課題を明らかにし、同じことが繰り返されることのないよう対策を講じることが必要であり、市教育委員会、学校は、より客観的な調査を行えるよう、関係機関と連携、協力する体制を整備する必要があります。

次に6ページをお開きください。Ⅱの市として取り組む施策ですが、1の泉佐野市いじめ問題対策連絡協議会の設置及び運営として、市は、法第14条1項に基づき、いじめ問題等に関する機関の連携を図るため、「泉佐野市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、協議会は、学校、市教育委員会、警察署及び市長部局等により構成します。

2の泉佐野市いじめ防止対策審議会の設置として、法第14条第3項に基づき、市立学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、市教育委員会に、専門的な知識及び経験を有する第三者で構成する「泉佐野市いじめ防止対策審議会」を設置し、市基本方針に基づく市立学校におけるいじめの防止の取組みについての審議を行うとともに、法第28条第1項に基づき、学校での重大事態に関する調査を行います。

3の市立学校への支援として、(1)学校の取組みに対する指導等、(2)教員の資質向上を図るとしております。いじめ事象が発生した際には、市教育委員会は必要に応じて指導主事の派遣や臨床心理士等外部の専門家を派遣し、学校がいじめへの対応を支援します。また、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき、適切に行われるよう、いじめ問題に関する研修の充実を通じて、教員の資質能力の向上を図ります。

次に7ページをお開きください。4の相談機関の整備と周知として、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備として、教育支援センターによる相談、「子どもフリーダイヤル」による電話相談等実施、また、市や府の各種相談窓口等については、学校で周知するとともに市のホームページ等で広報します。

5の保護者などの市民への啓発活動として、保護者の責務を果たせることができるように、PTA対象の人権研修をはじめとして、保護者など市民へ広く、いじめやいじめ問題への取組みについての理解が促されるよう、広報啓発を行います。

Ⅲの学校が実施する施策ですが、1の学校いじめ防止基本方針の策定として、(1)及び(2)の基本方針の内容及び運用について、2のいじめ防止等の対策のための組織の設置につきましては、既に、基本方針及び組織の設置は済んでおりまして、今回の方針に施策の位置付けをするものです。

次に8ページをお開きください。Ⅳの重大事態への対処ですが、1の重大事態の報告として、重大事態が発生した場合は、校長は直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会は、市長に事態発生について報告を行います。2の調査の主体と組織として、(1)学校が主体となって調査を行う場合は、いじめ防止等の対策のための組織が調査し、市教育委員会は必要な指導、人的措置等の適切な支援を行います。(2)市教育委員会が主体となって行う場合は、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に十分な結果が得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合は、市教育委員会が審議会にて調査を行います。

次に、9ページをお開きください。3の調査結果の報告及び提供として、調査結果については、市教育委員会が市長に報告します。4の市長による再調査等として、再調査の方法、再調査の結果を踏まえた措置等ですが、市長が、3の調査結果の報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要と認める時、報告結果の再調査を行います。

また、再調査は、公平性・中立性を図るため、「泉佐野市いじめ問題再調査委員会」を設置して行います。市長は、市立学校の再調査の結果を議会に報告し、再調査の結果を踏まえ、市立学校に対して当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じます。

以上が方針の説明でございます。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

奥教育長

ただいま、学校教育課長より説明がありましたが、加えて説明していただく点がありますので、上野部長お願いします。

上野部長

いじめ防止基本方針は、法律では、定めるよう努めるものとするというもので、必ずしも義務規程でないというなか、各市の状況を調べていきますと、同じような形で制定されていなくて、本市は本市で関係部局と色々調整をさせていただいたのですけれど、6月議会だと非常にタイトなスケジュールで上程できないということで、9月を予定しております。まだ、条例等についてもご確認いただく必要もあるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

奥教育長

委員の皆様でご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようでございますので、議案第15号「泉佐野市いじめ防止基本方針について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議ございませんので、本議案は原案どおり承認することに決定いたしました。

奥教育長

続いて、その他に移らせていただきます。

「泉佐野市子どもの生活に関する実態調査について」子育て支援課からお願いします。

松若子育て支援課少子化対策担当参事

本日は、昨年度、本市の児童・生徒及びその保護者を対象として実施しました泉佐野市子どもの生活に関する実態調査につきまして、調査結果がまとまりましたので、ご報告させていただきます。

さて、この調査につきましては、子どもの貧困対策の推進に関する法律が平成26年1月に施行されたことを受け、本市においても子どもの貧困対策をどのように考えていくのか、その前提となる実態把握に位置付けて実施したものでございます。

また、調査の実施に際しましては、調査票配付・回収に学校のご協力を頂きましたので、回収率

につきましては、当初の想定よりも高い結果となり、今後本市の施策を検討する上で、有効なデータをまとめることができたと考えております。

なお、今後の予定としましては、庁内関係課による検討会議を開催するほか、泉佐野市子ども・子育て会議において各分野からのご意見を頂戴し、子どもの貧困対策の方向性を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願い致します。

それでは、調査結果の概要につきまして、主幹の中辻からご説明させていただきます。

中辻子育て支援課主幹

「泉佐野市子どもの生活に関する実態調査について」の1枚ものの資料をご覧ください。調査につきましては本市を含む府内13市町が大阪府と共同実施いたしました。また、13市町を除く市町村に対しましても、大阪府が無作為に注出した8000世帯を対象に調査実施いたしました。13市町につきましては、※に書かれていますように大阪市、豊中市、枚方市、吹田市、八尾市、柏原市、門真市、交野市、富田林市、大阪狭山市、和泉市、能勢町、本市になっております。

調査対象ですが、小学校5年生、中学校2年生の児童生徒とその保護者、小学校5年生の児童とその保護者で937世帯、中学校2年生の生徒とその保護者で948世帯、合計1885世帯です。調査期間ですが昨年8月23日から配布をいたしまして、同年9月30日まで回収いたしました。

回収率ですが、小学校5年生が81.5%、小学校5年生の保護者が80.3%、中学2年生66.4%、中学2年生の保護者66.8%、全体としましての回収率は73.7%でございます。

また、調査票の個人票の個人情報の取り扱いにつきましては、児童生徒保護者の氏名等の個人情報は含まれておりません。

調査票の分析、報告書の作成につきましては、公立大学法人大阪府立大学の方をお願いしております。課題のまとめとしまして、この報告書で大阪府立大学がまとめてございます。

甚だ簡単ではありますが、以上、概要の説明とさせていただきます。

奥教育長

只今の報告について、ご質問があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。また、中身については詳しく見ていただければと思います。教育委員会事務局といたしましても、このような子どもの実態調査を教育施策に活かしていければと考えております。

続きまして、「就学援助費の制度について」の前回のご質問に対しての資料も添えて説明の方をお願いします。

上野部長

就学援助制度に関する資料提供ということで、お手元に資料1、資料2をお配りしていると思います。資料1は本市の就学援助費の推移で、資料2につきましては、平成26年度の全国の就学援助の状況を調査した結果について、文科省から各都道府県教育長宛に発出された文章の抜粋となっております。

資料1をご覧くださいと思います。就学援助については、統計的に発表される場合、生活保護対象の要保護と生活保護に準じた準要保護という区分がありますが、一般的な就学援助は両方

合わせた数字ということになります。ただ、本市の資料 1 につきましては学校教育課で担当しております準要保護だけの資料となっております。本市の準要保護認定者数については、減少傾向でございますけれども、認定率については平成 28 年度に基準額を引き上げたことなどもあって、前年度と比較しますと 0.3 ポイントの増加となっております。

資料 2 の 3 ページをご覧ください。全国の就学援助についての推移ということでございますけれども、全国的に見ても就学援助は対象人数・率とも、ここ数年は横ばいあるいは微減となっております。その要因といたしましては少子化によります児童・生徒数全体の減少、経済状況の変化などがあげられております。平成 26 年度の就学援助のうち、準要保護の児童生徒数について、全国と本市とを比較しますと、全国では 13.9%、本市では 16.1%ですので、本市の方が 2.2 ポイント多いという状況でございます。

資料 2 の 4 ページをご覧ください。都道府県別の平成 26 年度の就学援助の状況でございますけれども、中ほどの少し下に大阪府の行がありまして、準要保護率が府全体では約 21.1%、本市が 16.1%ですので、本市の方が 5.0 ポイント低いという状況でございます。

資料 1 にもどっていただきまして、認定基準を生活保護の 1.2 倍から 1.4 倍に引き上げたとして、どの程度対象の人数が増えるかということについてなんですけれども、これは卒業入学等による児童生徒の入れ替わりとか年度内の所得の変化などで、正確に算定できるものではないという前提で、平成 28 年度の申請から推定をしたものでございますけれども、平成 28 年度に受付をしました 1.2 倍基準の所得基準をオーバーされていて、認定されなかった件数が約 170 件ございます。そのうち 1.4 倍にすると 75 件程度が認定されるということの…これは 28 年度ベースで見た結果ということです。

続きまして、その下の表でございますけれども、世帯人数ごとに就学援助を受けられる世帯の目安の所得額をあらわしたものですけれども、これもあくまでも目安ということで、家族の年齢構成あるいは、例えば高齢者がいるとか、乳児がいるか、そういった状況で、金額は異なります。一番下の表は援助の具体的な内容ということでございます。

資料 2 の 1 ページにもどっていただきます。就学援助は、経済的事由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者への援助ということで、学校教育法第 19 条の規定によって、市町村において適切に実施されなければならないこととされております。

また、直接に就学援助を規定しているものではありませんけれども、近年、子どもの 6 人に 1 人が貧困状態と言われる中、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成 26 年 1 月 17 日に施行されました。

これを受けまして、同年 8 月 29 日には「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、この中で「就学援助については、きめ細やかな広報等の取組を促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図る」こととされております。

このように、政府においては、子どもの貧困を放置することは、子どもの 1 人 1 人の将来が閉ざされてしまうだけでなく、将来日本社会の担い手となるはずの子どもが、大人になっても支えられる側になってしまう恐れがあるということ、また、少子化による人口減少と子どもの貧困が同時に進行すると、労働力や市場の縮小、社会保障費の増加など、社会的な損失につながるということで、

対策の強化に取り組み、毎年充実をさせているところでもありますので、就学援助の拡大についてもご理解頂きますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

奥教育長

ただ今の説明について、ご質問があればお願いいたします。
無いようですので、教育長報告に移らせていただきます。

以下、教育長報告資料に基づいて報告。

奥教育長

私からの報告で何かご質問等ございますか。

無いようですので、本日の委員会に付議されました議題はすべて終了いたしました。次回の6月定例教育委員会会議は、6月2日の金曜日、午後2時から、市役所4階 庁議室で開催いたします。
それでは、これをもって本日の会議は終了いたします。

(午後3時28分閉会)